

国民に良質な社会インフラを提供することが目標
目標達成に向け、三者が対等の立場に立って協働



施工者



設計コンサルタント



発注者

資料-3-1

良くわかる

工事円滑化推進会議

～受発注者 コミュニケーション～

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	工事円滑化推進会議の全体像・・・・・・・・	2
3	工事円滑化推進会議 各部会の内容・・・・・・・・	4
3-1-1	工事設計審査・施工条件検討部会・・・・・・・・	4
3-1-2	工程調整部会・・・・・・・・	6
3-2-1	施工条件確認部会・・・・・・・・	10
3-2-2	照査結果検討部会・・・・・・・・	11
3-2-3	工事・事業情報共有部会・・・・・・・・	12
3-3-1	設計変更等検討部会・・・・・・・・	13
	(参考) 工事円滑化推進のための4点セット 概要版・・・・・・・・	14

適用範囲

本資料は、北陸地方整備局発注の工事において、開催される工事円滑化推進会議に関して、受発注者にとってわかりやすくとりまとめたもので、参考として活用してほしい。

1 はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、改正品確法という）は、平成 26 年 6 月に、公共工事の現在及び将来の品質確保、並びに担い手確保・育成を目的に追加して改正された。

公共工事の品質を確保するためには、適切な工期、適正な予定価格をもとに設計した発注のもと、技術と経営に優れた建設企業が適切に施工することが基本であり、施工過程においても地形、地質など自然条件の変化に伴う設計条件の変更等に対して、受・発注者が良質なコミュニケーションを図り適切に対応していくことが必要である。

さらに、建設業が魅力ある産業として認知されるためにも、工事の現場環境や受発注者コミュニケーションの更なる改善に取り組むことが求められている。

そのため、北陸地方整備局では、より円滑な工事施工を図るため、受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた「工事円滑化推進会議」という仕組みを平成 20 年度から試行開始し、現在は基本的に全ての工事に適用している。

工事円滑化推進会議は、三つの段階（設計段階、工事着手段階、施工～完成段階）において、5 部会（設計審査・条件明示、施工条件確認、事業情報共有、照査結果検討、設計変更検討）を設けて、各段階において、受・発注者等の出席者、必要なコミュニケーションの内容、参考とするガイドライン等を明らかにしている。

本資料は、工事円滑化推進会議の目的、定義、内容、進め方等について、詳しく解説することにより、はじめて直轄工事を担当する受注者、発注者の技術者が工事円滑化推進会議を活用して工事を円滑に施工し、品質が高い構造物を、効率的かつタイムリーに国民に提供する一助となることを期待して作成したものである。

また、改正品確法第 22 条に基づき、定められた運用指針は、平成 27 年 1 月 30 日に「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という）」として策定され公表されたところである。この運用指針のⅡ．発注関係事務の適切な実施について、1．発注関係事務の適切な実施、（4）工事施工段階の（受注者との情報共有や協議の迅速化）において、設計変更の手続きの迅速化のため発注者と受注者が一同に会した会議が位置づけられている。

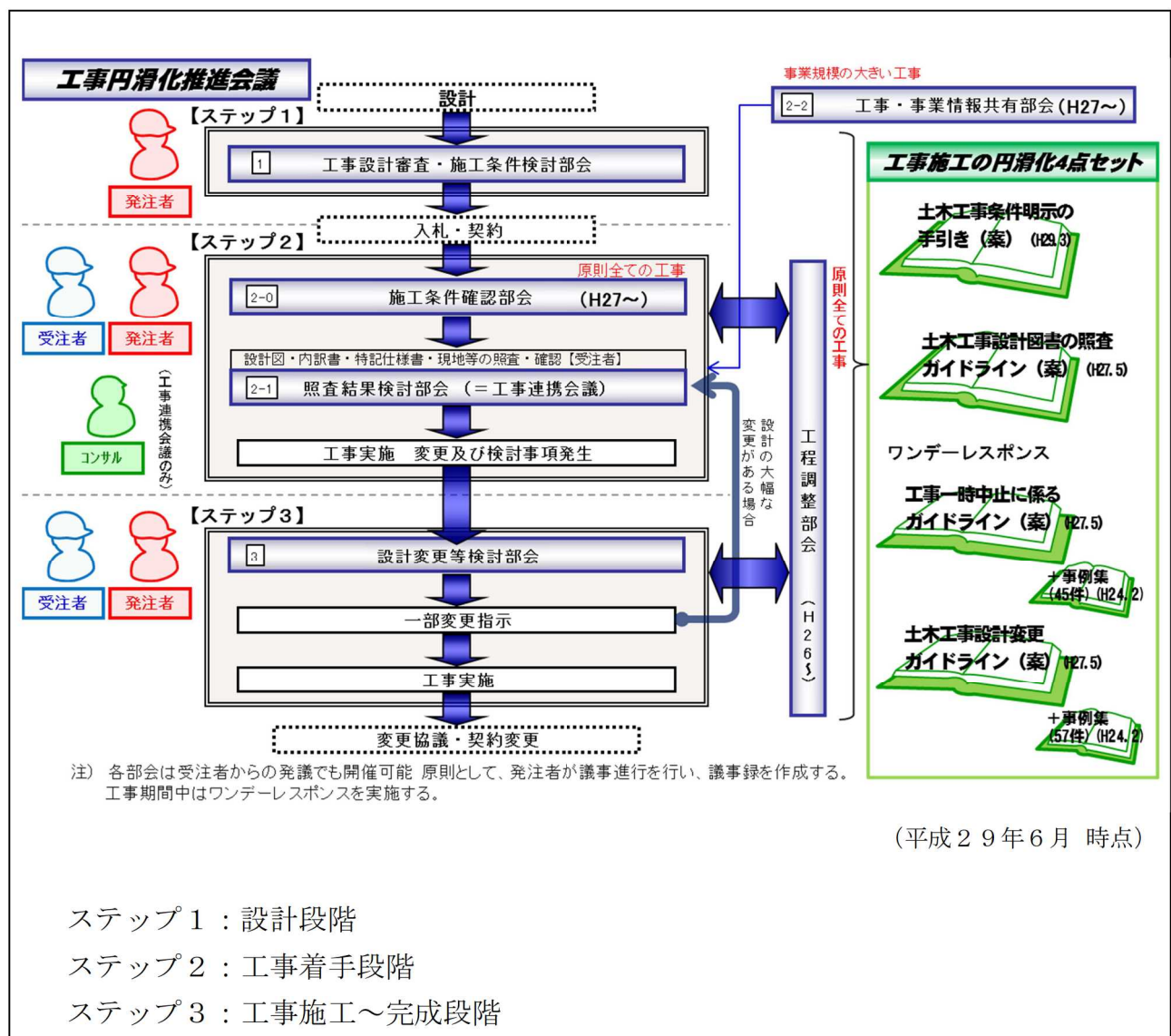
改正品確法及び同運用指針は、公共工事の全ての発注者が対象となるものである。国以外の発注者の皆様にも、本資料の目的、主旨をご理解いただき、各発注者に適した受発注者コミュニケーションの仕組みを導入いただき、発注関係事務の適切な実施に役立てていただければ幸いである。

平成 27 年 12 月

企画部 技術調整管理官

2 工事円滑化推進会議の全体像

北陸地方整備局では、一般競争入札の導入に伴う品質確保や工事における円滑化や生産性の向上等の課題に対して、受・発注者のコミュニケーションの充実を図るための「工事の円滑化推進会議」を試行し、平成22年5月から全工事を対象として実施している。以下、その全体像（会議の構成、参加者、使用するガイドライン）の概要を模式化して図－1及び表－1に示す。



図－1 工事円滑化推進会議の全体像

施工条件確認部会、工程調整部会については原則全ての工事において開催する。ただし、受注者が開催を希望しない場合は会議を行わないことを可能とする。

各部会は受注者からの発議でも開催可能であり、原則として発注者が議事進行を行い、議事録を作成する。

表－１ 各部会の概要

段階	名称	概要	対象工事	参加者	使用するガイドライン
ステップ 1	工事設計審査・施工条件検討部会	発注にあたり設計内用、仮設計画、協議状況、条件明示等の確認・検討	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員（予定）、発注担当課長、係長、担当 （土木・営繕・電気・機械）	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案））
ステップ 2 ～ 3	工程調整部会	工事の工程を受発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目差す。 原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 （土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	
ステップ 2	施工条件確認部会	最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受発注者で施工条件を確認する。 原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 （土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案））
	照査結果検討部会	設計内容と課題の共有と、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 （土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等 （工事連携会議の場合） 設 担当技術者	土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業情報共有部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目差す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施 （大規模構造物、WTO、複数年工事）	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長 （土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者、元請・下請の技術者等	元請本社事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
ステップ 3	設計変更等検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 （土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン（案） 土木工事設計変更ガイドライン（案）

※機械設備工事、電気・通信設備工事、建築工事などが関連する場合には、それぞれの工事の担当職員（発注担当課長・係長、監督職員）、受注者、設計者が参加する事を基本とし、調整を図ること。

※事務所官クラスとは、事業対策官等を言う。

発：発注者：**受**：工事受注者 **設**：設計者

3 各部会の内容

3-1-1 工事設計審査・施工条件検討部会

目 的：	工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討
対象工事：	全ての工事
実施時期：	工事公告前
参 加 者：	発注者（副所長又は事務所の官クラス、監督職員（予定）、発注担当課長・係長・担当者、設計担当課長等）
検討事項：	①設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認（未了事項の処理期限の確認） ②仮設計画の確認・検討 ③条件明示（特記仕様書）の確認・検討 等

<開催のポイント>

- 詳細設計における施工に関わる部分の審査を行う「設計審査会」と施工条件を確認する「施工条件検討会」を統合し部会としたもの。
分任官工事で事務所にて工事設計審査・施工条件検討部会として行うのであれば、工事公告前に併せての実施としてよい。

【設計審査】

- 工事設計審査会は、詳細設計の施工に係わる部分について施工方法の妥当性や安全確保に関する審査を行い、適正な設計積算の実施に資することを目的とする。
- 下記の内容について詳細設計業務成果について審査を行う。
 - ① 関連する工事との整合性、設計条件、施工条件等の確認
 - ② 仮設構造物の設計
 - ③ 施工方法の選択
 - ④ 施工の安全に関する事項
 - ⑤ 施工中の環境保全その他に関する事項
- 設計審査にあたって、外部の経験豊富な技術者等より技術的助言を受けることができる。

【施工条件検討】

- 工事の発注前において、こういった施工条件があるのかを確認し、設計図書（設計図面、特記仕様書等）に明示されているかを確認するとともに、設計積算に適切に反映されているかを確認する。
- 工事公告時点でやむを得ず、用地買収や関係機関協議等が完了していない場合は、工事発注の妥当性、工期設定ならびに条件明示が適切に行われているかを確認する。
- 工事発注と修正設計が並行する場合には、工期設定ならびに条件明示が適切に行われているかを確認する。併せて、当初の発注内容が適切かも確認する。
- 条件明示チェックシートにて施工条件の対象「有」のチェックが多い工事については施工条件確認部会の対象となるので、施工条件検討部会の中で開催するかを確認するのが望ましい。
- 開催にあたって用意する物
 - ・ 工程表（他工事に影響を及ぼす場合や他工事の影響を受ける場合には、他工事に関する事項も記載する。必要に応じて事業全体での計画工程表なども用意。）
 - ・ 特記仕様書、設計図面、用地実測図、数量総括表等
 - ・ 条件明示チェックシート

利用する 4 点セット（巻末資料を参照）

- ・ 土木工事条件明示の手引き（案）

【工事設計審査・施工条件検討部会と設計審査会、施工条件検討会の関係】

- 設計審査会と施工条件検討会は、平成 4 年 4 月 14 日通知の「建設工事の安全確保対策に関する措置について」に基づく設計審査制度・施工条件検討制度として設置されたものであり、本省通知における適用範囲を本局にて審査・検討を行う対象工事としている。それ以外の範囲においても一定の安全確保を図るために、事務所のみの良いものの審査・検討を行う範囲を設定していた。
- その後、北陸地方整備局では、設計審査会と施工条件検討会を統合した設計審査・検討部会として活用しており、事務所で実施する設計審査会と施工条件検討会については全工事を対象として実施している。

3-1-2 工程調整部会

目 的：	受発注者が工事工程、クリティカルパスを共有することにより、受注者の手待ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資する
対象工事：	全ての工事
実施時期：	施工条件確認部会後の早い段階で実施 (施工条件確認部会の開催後～完了後まで)
参 加 者：	受注者（現場代理人、監理（主任）技術者） 発注者（副所長（技術）あるいは事務所官クラス、 発注担当課長・係長・担当者、監督職員等ほか）
調整事項：	①クリティカルパス ②工事進捗状況 ③今後の工事工程 ④工事工程に影響を及ぼす事象とその対応について

<開催のポイント>

- 受注者の発議により開催し、必要に応じて何度でも開催できる。部会開催の必要が生じなく、最終的に部会を1回も開催しなくても、特に問題はない。
また、当部会は設計変更等検討部会と兼ねての開催とすることができる。
- 工事契約後、発注者から受注者に対して、希望の有無を確認する。希望する場合、受注者は施工計画書に対象工事である事、施工手順、遅れが生じた場合の調整方法等を具体的に記載する。
- 開催の結果、工期の変更等の必要性が生じた場合、契約書に基づき適切に行う。
- 工程の調整にはCCS（クリティカル・チャート・シェアリング：クリティカル工程共有表）を利用する。
 - ①発注者は、「施工条件確認部会」の開催前までに、チェックリスト結果をもとにCCSの発注者部分（関係機関協議の完了時期・余裕工期などの工程に関わる施工条件）を作成する。
 - ②工事契約ののち、「施工条件確認部会」において、発注者から受注者へCCSを渡し、受注者は受注者部分を記入し、CCS当初を完成させる。
 - ③完成させた当初CCSを受発注者が共有する（ASPを用いてやりとりする）。
 - ④工程調整の必要が生じた場合、CCSを用いて工程調整部会を開催する。

- 受注者が必要とする場合、工事連携会議に出席した設計コンサルタントも出席させることができる。但し、設計コンサルタントに対する費用については受注者負担を原則とする。（なお、工事連携会議に出席した設計コンサルタントの必要な費用は、従来どおり、発注者が直接設計コンサルタントに支払うものとする。）

例) 任意、みなしの範囲で目的物の性能等を低下させる事なく施工方法等を変更し、工程見直しを行う場合など。

クリティカル工程共有表 (CCS) (例)

受注者が作成(実施工程)

発注者が作成(実施工程)

一般国道〇〇号 △△道路事業				受注者					(株)〇〇〇建設 北陸地方整備局 〇〇〇河川国道事務所												施工地	
工区	工種	種目	数量	単位	日当り 施工量	実施工 日数	所要 日数		5月				6月				7月				8月	
									10	20	30		10	20	30		10	20	30		10	20
受注者	準備工		1	式			40															
	既設撤去工	W: 6.0m L: 665m	1	式		39	56															
		AS舗装版	2,580	m ²	210	12	17															
		舗装工	上層路盤 M-40	65	27' 4-7 2層		上3下2															
		CO版 t=250mm 曲4.5-6.5-4008	4,290	m ²	1,110	4	5															
	舗装工	すり付版 (737) 舗装	65		27' 4-7		上13下10															
		(上: 表層、下: 基層)	3,990	m ²	222	18	26															
		仮舗装工	仮舗装 1.4>b 路盤	65		27' 4-7	上1下1															
			2,201	m ²	536	4	6															
	既設撤去工	W: 6.0m L: 186m	1	式		22	33															
		AS舗装版	1,562	m ²	210	7	10															
		道路土工	路盤掘削	335	m ³	300	1	2														
		舗装工	上層路盤 M-40	65	27' 4-7 2層		上1下1															
	舗装工	CO版 t=250mm 曲4.5-6.5-4008	1,160	m ²	1,110	1	2															
		すり付版 (737) 舗装	65		27' 4-7		上7下7															
		(上: 表層、下: 基層)	1,080	m ²	111	10	14															
		仮舗装工	仮舗装 1.4>b 路盤	65		27' 4-7	上1下1															
			65	m ²	2,300	0	2															
	準備工	後片付け	1	式			20															
共用	工事円滑化推進会議			週休2日(現場閉所)の計画と実施				計画														
				監査結果検討部会(工事連携会議)				実施														
				施工条件確認部会				○														
				工事・事業情報共有部会				○														
				工程調整部会				○														
				設計変更検討部会				○														
				条件明示検討部会				○														
	1. 工程に影響を受ける他の工事			国道〇〇号4号ノード下部工事																		
				国道〇〇号5号ノード下部工事																		
				国道〇〇号7号縦断下部工事																		
				〇〇〇工事																		
	2. 自然的・社会的条件で制約を受ける施工内容			施工時期・時間の制約																		
				出水期・融雪期の中止・休止																		
				漁期・農業・用排水等の地域産業による制約																		
				自然環境の保全に関する制約																		
	3. 関連機関等との協議に未成立のものがある			河川協議																		
				占有協議																		
	4. 関連機関等との協議の結果、工程に影響を受ける内容			施工時期・時間の制約																		
				その他の制約																		
	5. 余裕工期・任意着手制度			余裕期間(任意着手)																		
	6. 地上物件・埋設物・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約			事前調査・発掘調査																		
				移設物件																		
	7. 現場状況による工法の制限・工程への影響			特殊な工法																		
	8. 概数発注・概略発注			詳細設計の完成時期																		
				土工・舗装工・構造物撤去工・仮設工(〇号)																		
	用地の未処理部分(取得予定日)			土工・舗装工・構造物撤去工・仮設工(〇号)																		
	その他																					

工程形式は、ネットワーク形式、バーチャート形式を問わない。

「計画」欄に、現場閉所日を記載(対応)
現場を開所する日を塗りつぶす

「実施」欄に、現場閉所日を記載(対応)
現場を開所する日を塗りつぶす

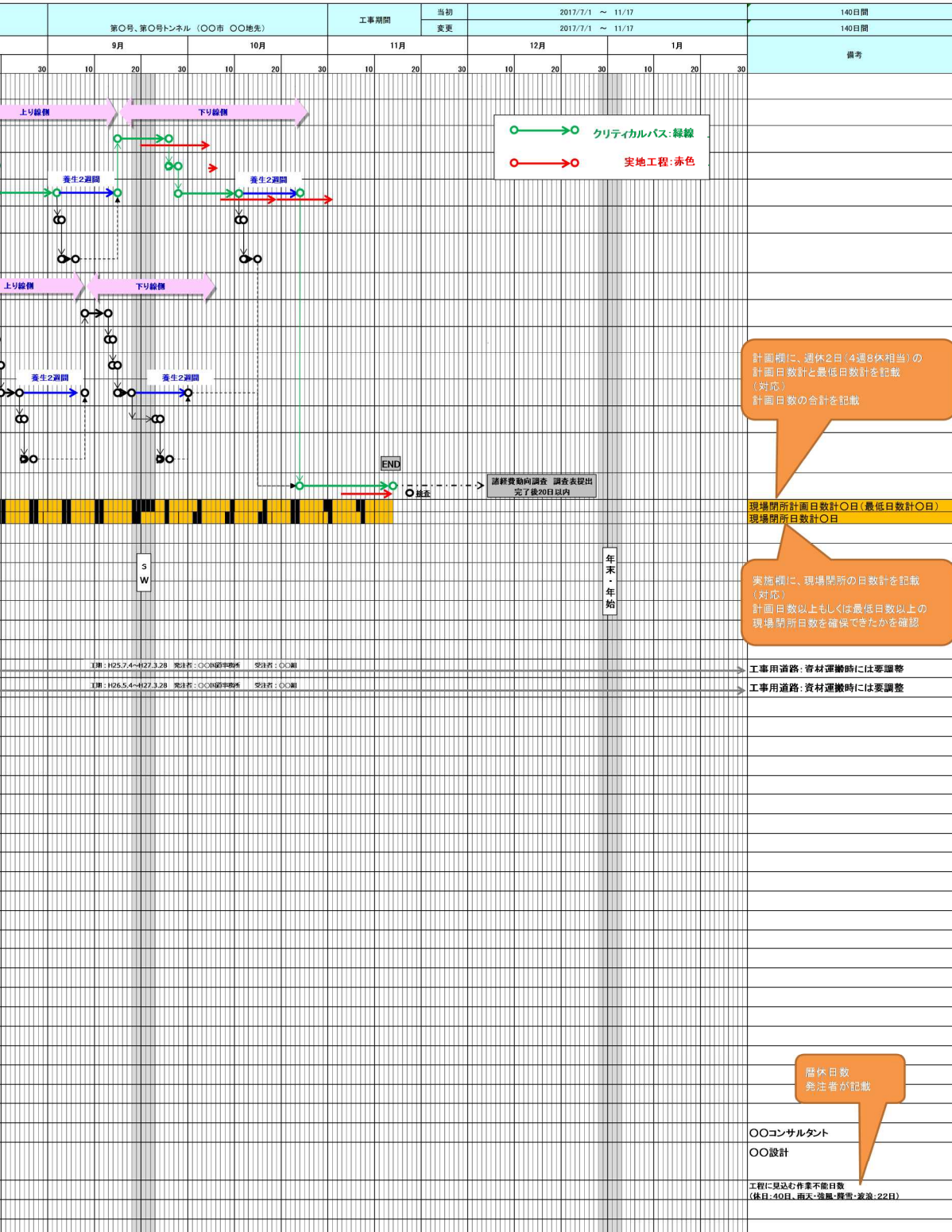
夏休み
2/5実施
7/20実施
8/5実施

○クリティカルパスとは

前の作業が完了しないと次の作業に着手できない関係があり、工事全体の中で工期を決定している工程をいう。クリティカルパスで遅延が発生すると全体工程に影響が発生する。

〇〇〇トンネル舗装工事

平成●年●月●日作成



3-2-1 施工条件確認部会

目 的：	最新の施工条件等を受発注者間で共有（発注者が受注者に説明）
対象工事：	全ての工事
実施時期：	契約後すみやかに実施。（照査結果検討部会の前）
参 加 者：	発注者（副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、 監督職員等） 受注者（現場代理人、監理技術者等）
検討事項：	①設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議 関係の確認（未了事項の処理期限の確認） ②仮設計画の確認・検討 ③条件明示（特記仕様書）の確認・検討 等

<開催のポイント>

- 工事契約後すみやかに発注者から受注者に対して開催の連絡を行い、実施する。
（受注者側からも開催を要請できる）
開催の判断は発注担当課長からの相談の上、副所長が行うものとする。
- 公告時に明示した施工条件等は、契約までの約2ヶ月（WTOは約6ヶ月）の間に
変更となる場合がある事から、受発注者間で最新の状況について共有を図る。
合わせて、受注者から確認しておきたい事項を追加できる。
- 特に関連機関協議、用地取得、修正設計等の完了又は提示時期が遅延する場合には、
工事工程に大きく影響することから、完了又は提示の時期を明確にすると共に、必
要に応じて、工事の一部または全部中止を検討する。
- 実施にあたっては、発注者分のみ記載のCCS工程表（クリティカル・チャート・
シェアリング：クリティカル工程共有表）を利用して行うのが望ましい。

※CCSについては工程調整部会を参照

3-2-2 照査結果検討部会

目的：	工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定
対象工事：	全ての工事
実施時期：	契約後～工事着手まで
参加者：	発注者（副所長又は事務所官クラス、 発注担当課長・係長・担当者、監督職員等） 受注者（現場代理人、監理技術者等） 設計者（設計コンサル、地質コンサル等：工事連携会議と兼ねる場合）
検討事項：	①設計内容や課題の共有化 設計図、内訳書、特記仕様書、用地取得、関係機関との協議状況 及び内容、受注者による照査事項の確認結果、その他留意事項 ②対応策の決定 協議未了事項の処理時期等 ③変更の取り扱い 変更が想定される事項の協議、特記仕様書等との差異・不備等の 扱い等地形地質変更等による又は想定される場合の処置等（追加 調査、設計の変更等） ④その他

<開催のポイント>

- 必要に応じて工事連携会議と兼ねて開催する事ができる。
工事連携会議は設計コンサル・地質コンサル等を交え、次の事項に関する調整を図ることを目的とするもの。
 - ・設計意図の施工段階への伝達と反映
 - ・発注者、工事受注者、設計者等の責任の範囲、責任の明確化工事連携会議を兼ねる事で部会の円滑な実施が期待できる。
- 必要に応じて、複数回での開催、現場での開催も可能とする。
- 発注者は回答期日の日安を示す事。受注者は開催前に一度照査結果を提出し、発注者も内容の確認を進めておくと良い。

利用する4点セット（巻末資料を参照）

- ・土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）
- ・良くわかる工事連携会議（工事連携会議を兼ねる場合には活用の事）
<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kiyun.html>

3-2-3 工事・事業情報共有部会

目 的：	事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、地域住民等で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図る
対象工事：	規模の大きい事業の工事 (大規模構造物、WTO、複数年契約工事など)
実施時期：	照査結果検討部会の開催前後（同時開催も可能）
参 加 者：	発注者（副所長又は事務所官クラス、発注担当課長、監督職員等） 受注者（現場代理人、監理技術者等のほか、元請けの技術者や本社事務職員、下請けの技術者、設計コンサルタント等） 地域住民等 ※必要に応じて
説明内容：	発注者からは工事を含む事業全体の目的や内容、効果（ストック効果） 受注者からは工事の詳細工程

<開催のポイント>

- 事業に関する事項は、発注者（副所長又は事務所官クラス）が行うものとし、事業実施の目的、期待される整備効果（防災・減災・経済効果等）ならびに事業実施スケジュール等に重点をおいて説明をする。
- 工事に関する事項は、受注者（現場代理人又は管理技術者）が行うものとし、工事工程、施工手順・施工方法ならびに現場周辺への配慮事項等の説明を行う。
- 事業（工事）が周辺に与える影響を鑑み、事業（工事）を円滑に進めるためには、地域住民等の理解・協力を得ることが重要であり、現場条件や周辺環境を踏まえ、必要に応じて地域住民等を参加者に加える。
- また、元請・下請の技術職員、本社事務職員、設計コンサルタントの参加は、それぞれの関わりが事業（工事）や地域に与える影響を理解することにより、協力体制の確保や業界全体の意識高揚が図られ、生産性の向上や品質確保が期待される。

3-3-1 設計変更等検討部会

目 的：	工事实施の課題解決、変更の取り扱いの決定
対象工事：	全ての工事
実施時期：	設計変更契約前
参 加 者：	発注者（副所長又は事務所の官クラス、 発注担当課長・係長・担当者、監督職員） 受注者（現場代理人、監理技術者 等）
検討事項：	①現地条件・施工条件変更等に伴う変更処理の解決 ②受発注者で大きな乖離が生じている変更課題の解決 ③その他、発注者又は受注者の申し出による課題事項の解決

<開催のポイント>

- 大幅な設計変更等が発生した場合、重要構造物の変更が発生した場合などには、都度開催として、複数回の開催とした方が好ましい。
 - 重要構造物の変更を伴う場合、現地条件の大幅な変更を伴う場合などには、受注者と協議の上、現地開催とした方が好ましい。
- また、必要に応じては工事連携会議と兼ねることができる。

利用する４点セット（巻末資料を参照）

- | | |
|---------------------|--------|
| ・土木工事設計変更ガイドライン（案） | 及び同事例集 |
| ・工事一時中止に係るガイドライン（案） | 及び同事例集 |

●開催にあたって別途用意する物

- ・現場条件が判る資料 写真、図面（受注者）

※用意する資料は既存の協議資料を活用するものとし、発注者は受注者に過度な資料の提出を求めないように配慮すること。

土木工事条件明示の手引き(案)

田舎に昔の如く

目的与范围

○適正で円滑な施工を可能とするため、関連する施工条件を設計図書に明示することとしているが、条件の考え方(表現、受け取り方)に相違が生じ、受発注者間で積算額に大きな差が生じるケースが見受けられること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な施工条件の明示等の発注者責任を踏まえ改定。

条件明示の徹底のため、「土木工事条件明示の手引き(素案)」を平成16年4月に
官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用し。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2910_4tenset-jouken.pdf
 ※平成29年10月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

■活用時期・方法

【発注者】

発注時：手引き(案)を基にチェックリストを作成。

チェックリストを踏まえ、積算や設計図書（特記仕様書に必要事項を記載。

【受注者】

調査・測量時：チェックリストや整理フオーマット(様式)として活用。

条件変更等を検討する際の確認資料として活用。

■ 効果

各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用することにより以下の効果が期待される。

【発注者】

○積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件・環境・制約等を調査・確認する際の
手引きとしてとしている。

○積算担当者の現場条件確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化を図れる。

○積算部署と監督部署が情報共有することにより、工事施工の田滑化に寄与。

【受注者】

○現場条件の確認時の手引きとして活用。

○現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。

○「条件変更等（契約書第18条）」の確認資料として活用。

○施工途中での条件変更や新たに発生した条件への検討に活用。

「土木工事条件明示の手引き(案)」の活用と工事円滑化推進会議

発注者は、発注にあたり「土木工事条件明示の手引き(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」において「工事設計審査・施工条件検討部会」を行い、条件明示の徹底を図る。

【工事設計審査・施工条件検討部会】

① 目的

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

②メンバー

副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当、監査監督、囁き、等

③檢討事項

- 1)設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認
(未了事項の処理期限の確認)
- 2)仮設計画の確認・検討
- 3)条件明示(特記仕様書)の確認・検討等

チェックリスト例

2. 工程關係

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

明 示 事 項				特記該当項目
1 影響を受ける他の工事	対象 有 「 」	対象 有 「 」	無 「 」	
① 先に発注された工事で、当該工事の工程に影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容は、具体的な計画内容は、対象箇所およびその完成の時期や段階)				
② 後から発注された予定の工事で、当該工事の工程に影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容は、具体的な計画内容は、対象箇所およびその完成の時期や段階)				
③ その他、関連して当該工事の工程に影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容は、具体的な計画内容は、対象箇所およびその完成の時期や段階)				
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間
8 環境発生による工場の制限の緩和、工程に影響を受ける場合	対象 有 「 」	対象 有 「 」	無 「 」	
① 工場に影響を与える特殊な工場の有無	場所	日数	内容	備考
9 環境発生・環境設計による発注工事の場合	対象 有 「 」	対象 有 「 」	無 「 」	
① 環境発生・環境設計による発注工事の有無、環境設計の完成時期等について明示する。	区画	詳細設計完了時期・計画・地質の取崩有無	別途業務への指示(範囲・地質・設計)	備考
対象工事				

は、各発注機関に応じて修正しても良い

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) ※契約後に活用

■背景・目的

○受注者による「設計図書の照査」において、受発注者間の解釈の違いにより、実施者や責任の範囲の取扱いが工事毎に異なる場合も見受けられ、受注者側に過度の負担を強いているとの意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条発注者責任及び第8条受注者の責務を踏まえ改定。

「設計図書の照査」における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にし、円滑な施工に資するため、平成18年3月に「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705_4tenset-syousa.pdf
※平成27年5月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

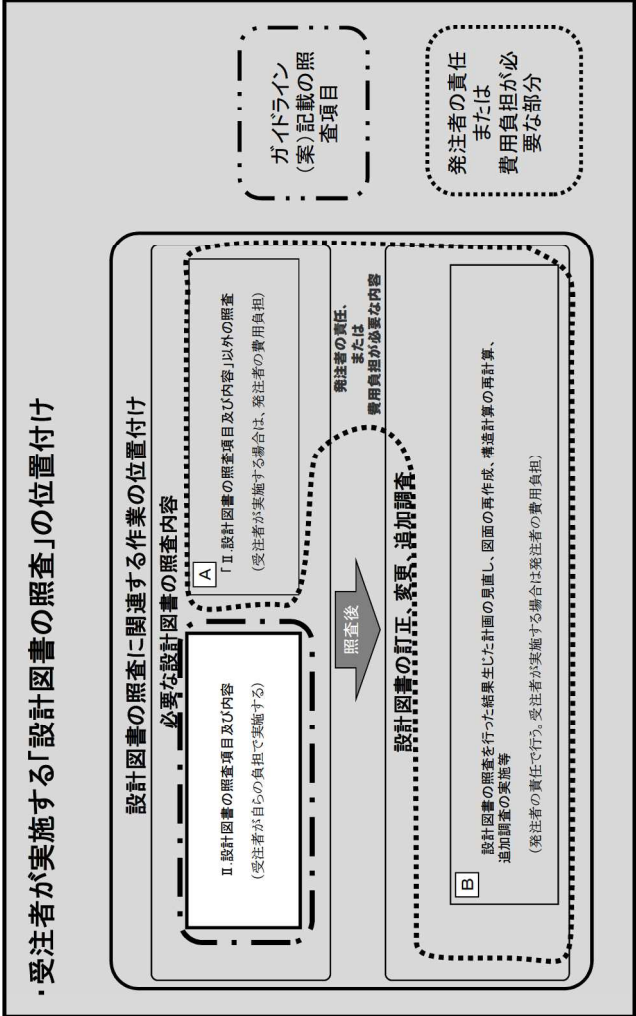
■活用時期・方法・効果

【発注者】

施工前、施工中：照査範囲を明確にし、円滑な施工に資することができる。

【受注者】

施工前、施工中：ガイドライン(案)に定められた項目に沿って照査チェックリストを作成し、打合せ簿に添付して監督職員へ報告する。



「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者及び設計コンサルタントは「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「照査結果検討部会」を行い、設計内容の課題・対応策を検討し、円滑な工事施工を図る。

【照査結果検討部会】

①目的

設計図書の照査結果を受けて設計図書の疑義、齟齬、課題等の共有化と対応策の検討及び決定

②メンバー

発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員
受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等
コンサル：設計コンサル、地質コンサル等(工事連携会議と兼ねても良い。)

③検討事項

- 1) 設計内容や課題の共有化
- 2) 対応策の決定
- 3) 変更の取り扱い
- 4) その他

照査項目チェックリスト例

工 事 名		提出年月日		照 査 項 目 チェ ッ ク リ ス ト				備 考	
No.	項 目	主 内 容	照 査 対 象	照 査 実 施	照 査 日 付	照 査 有 無	照 査 有 無	照 査 有 無	照 査 有 無
1	当該工事の発注者指定内容の照査	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不十分がないかの確認	有	無	有	無	有	無	有
2	関連資料・資材の照査	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	有	無	有	無	有	無	有
2-1	関係資料・資材の照査	ポンプ排水を行うにあたり、土留の確認によって、クイックサンド、ポイリングが起きない事を検討し確認したか	有	無	有	無	有	無	有
2-2	関係資料・資材の照査	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土留の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	有	無	有	無	有	無	有
2-3	関係資料・資材の照査	浸透工の施工において、湛水位、平水位、最下水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	有	無	有	無	有	無	有

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

(必要に応じて)

○受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった場合、発注者において工事の一時中止を命じなければならないが、工事の一時中止指示に統一性を欠き、受注者の現場管理費等の増加や技術者の配置へ支障をきたすという意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第4号及び第5号の適切な工期の確保等の発注者責任を踏まえ改定。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2910_4tenset-stop.pdf
 ※平成29年10月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

【発注者】

【著者】

- ・工事を中止すべき場合
※以下2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めたときは、一時中止することが出来る。

○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(工事請負契約書第16条)施工できない場合

○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合…等

○「自然的又は人為的事象」は、**埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動**も含まれる。

○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、**妨害活動**を行う者による**工事現場の占拠**や著しい**威嚇行為**も含まれる。

工事の一時中止に係る基本フロー(ガイドライン(案)より)



工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

一時中止に係る現場経費率 (dg)

$$dg = A(J) / (a \times Jb + N) B - (J / (a \times Jb)) B + (N \times R \times 100) / J$$

 N: 一時中止日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)
 A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数
 ◇土木工事標準積算基準における入力項目
 J: 一時中止時点の契約上の純工事費 N: 一時中止日数 R: 労務単価

■「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」事例集

※平成24年2月改定

北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL.025-280-

土木工事設計変更ガイドライン(案)

※**施工中に活用**

目的·背景

○設計変更については、「受発注者間の費用計上等の相違」「任意仮設等の一式計上されている事項」「設計図書の脱漏又は表示が不明確な事例」が見受けられ、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす等の意見があること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な設計変更等の発注者責任を踏まえ改定。

変更作業の改善を図ることを目的に、受発注者双方が変更に関する課題や留意点を十分理解しておく必要があることから、それらをとよりまとめた「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、「変更に必要な資料の作成」等の責任範囲を明確化するなど必要に応じてフォローアップを図り活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705_4tenset-henkou.pdf

※平成27年5月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

■活用時期・方法

【受発注者】

施工中:ガイドライン(案)を通して設計変更に関する課題や留意点を十分理解し、協議を行い、変更に必要な資料作成の責任範囲を含め、適正に変更手続きに活用できる。

■ 効 果

ガイドライン(案)は、「変更可能なケース」、「変更不可能なケース」、「変更手続きフロー」などを掲載し、設計変更の課題や留意点を理解する一助となる。

・設計変更が不可能なケース ※ 尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

- 設計図書に明示なき事項において、受発注者「協議」を行わず受注者独断で施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合（設計変更の対象とする旨の記載以外）
- 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15）
- 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合
→ 必ず書面でのやりとりを行うこと。

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者は、「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「設計変更等検討部会」を行う。

【設計變更等檢討會】

①目的

工事実施における課題の解決、変更の取り扱いの決定

②メンバード

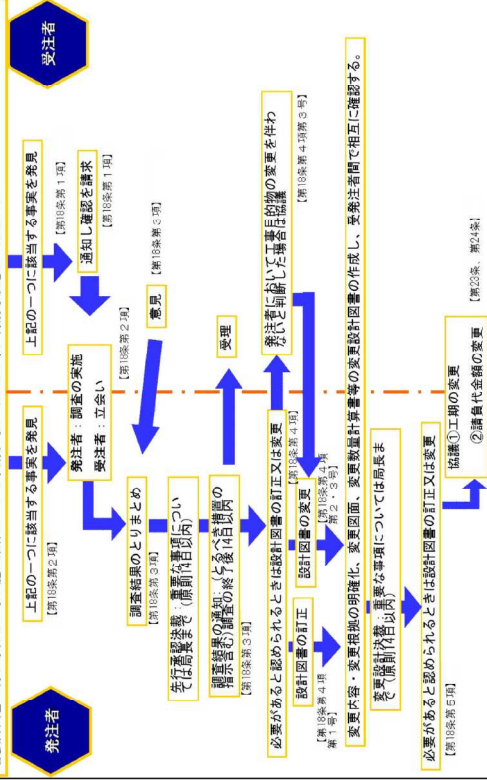
発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等
受注者：現場代理人、監理（主任）技術者等、専任補助者等

③ 檢討事項

- 1) 現地条件・施工条件と設計図書の不一致等による変更処理
- 2) 受発注者間で設計変更の内容に大きな乖離が生じている課題について解決
- 3) その他、受注者の申し出による課題の解決

設計変更手続きフロー(ガイドライン(案)より)

- ①図面、仕様書、現場説明及び現場見学会に対する質問回答等が一致しないこと。
②図面・図章の誤謬、脱漏があること
③図面・図章の指示が明確でないこと
④工事現場写真と設計上の仕様の相違、地質、湧水等の懸念、施工上の制約等が明確に示された自然環境又は人為的な施工条件と工場の環境が一貫しないこと
⑤図面・図章に於ける設計上の仕様の相違、地質、湧水等の懸念、施工上の制約等が明確に示された自然環境又は人為的な施工条件と工場の環境が一貫しないこと
⑥図面・図章に於ける設計上の仕様の相違、地質、湧水等の懸念、施工上の制約等が明確に示された自然環境又は人為的な施工条件と工場の環境が一貫しないこと



「土木工事設計変更ガイドライン(案)」事例集

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の理解を深めるために平成22年3月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、「変更となった事例」及び「変更とならなかった事例」を掲載。

※平成24年2月改定

※平成24年2月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる
http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-henkou_jirei.pdf

お問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

Tel : 025-370-8880

Fax : 025-280-8861